

都市公園使用料とその減免について

1 根拠（上田市都市公園条例）

（使用料）

第11条 法第5条第1項、法第6条第1項若しくは第3項、第3条第1項若しくは第3項の許可を受けた者又は有料公園施設のうち上田市市民の森公園遊戯施設を利用仕様とする者は、使用料を納めなければならない。

（使用料の減額又は免除）

第12条 市長は、特別な理由があると認めるときは、使用料を減額し、または免除することができる。

2 使用料減免基準について

上田市都市公園条例第12条に規定する使用料の減免については、次のいずれかの要件を満たす場合が対象となります。

(1) 市が主催、共催又は後援する事業に使用するとき

（ただし、後援の場合、入場料金を徴収する催しは除く）

(2) 国、県等の公共団体が主催、共催又は後援する事業に使用するとき

（ただし、後援の場合、入場料金を徴収する催しは除く）

(3) 公共的団体(※)が営利を目的とせず公共又は公益目的のために使用するとき

(4) 障がい者、高齢者及び福祉施設等が福祉又は公共目的で使用するとき

(5) 上田市のPRになると認められる催し(テレビ、映画等のロケ関係等)のために使用するとき

(6) その他広く地域住民の公益となると市長が認めるとき(地域住民を対象としたイベント、清掃等のボランティア活動、防災救助訓練など)

※ 公共的団体

(ア) 自治会関係 (イ) 公民館・分館関係

(ウ) 消防関係(消防団活動、防災救助訓練等) (エ) 上田市内の保育園

(オ) 学校教育法に定められた学校(小学校、中学校、高等学校、中等教育学校、大学、高等専門学校、特別支援学校及び幼稚園)

(カ) 学校・保育園等のPTA・保護者会

(キ) 産業経済的公共的団体(農業協同組合、森林組合、生活協同組合、商工会議所等)